

3. 構成

本基準は、システムユーザ基準、システム管理者基準、ソフトウェア供給者基準、ネットワーク事業者基準及びシステムサービス事業者基準から成り、その構成及び内容は、以下のとおりである。

(1) システムユーザ基準（18 項目）

システムを利用する者（以下「システムユーザ」とする。）のための対策をまとめたもの。

(1) ソフトウェア管理（2 項目）

システムユーザが導入するソフトウェアに対する対策についてまとめたもの。

(2) 運用管理（12 項目）

システムユーザがシステムを利用する上での対策についてまとめたもの。

(3) 事後対応（3 項目）

システムユーザがウイルスを発見した場合の対策についてまとめたもの。

(4) 監査（1 項目）

ウイルス対策が適切に実施されていることを監査する項目についてまとめたもの。

(2) システム管理者基準（31 項目）

システムを導入、維持及び管理する者（以下「システム管理者」とする。）のための対策についてまとめたもの。

(1) コンピュータ管理（8 項目）

システム管理者がハードウェア及びソフトウェアを導入及び更新する場合の対策についてまとめたもの。

(2) ネットワーク管理（5 項目）

システム管理者がネットワークを導入及び更新する上での対策についてまとめたもの。

(3) 運用管理（9 項目）

システム管理者がシステムを維持及び管理する上での対策についてまとめたもの。

(4) 事後対応（6 項目）

システム管理者がウイルスを発見した場合及びシステムユーザから発見の連絡を受けた場合の対策についてまとめたもの。

(5) 教育・啓蒙（2 項目）

システム管理者及びシステムユーザに対して行うウイルス対策の教育・啓蒙についてまとめたもの。

(6) 監査（1 項目）

ウイルス対策が適切に実施されていることを監査する項目についてまとめたもの。

(3) ソフトウェア供給者基準（21 項目）

ソフトウェアの開発並びにソフトウェア製品の開発、製造及び出荷を行う者（以下「ソフトウェア供給者」とする。）のための対策をまとめたもの。

(1) 開発管理（9 項目）

ソフトウェア及びソフトウェア製品の開発並びに開発環境の導入、更新及び管理に関する対策についてまとめたもの。

(2) 製品管理（3 項目）

ソフトウェア製品の製造及び出荷をする場合の対策についてまとめたもの。

(3) 事後対応（7 項目）

ソフトウェア供給者がウイルスを発見した場合及び製品のユーザから発見の連絡を受けた場合の対策についてまとめたもの。

(4) 教育・啓蒙（1 項目）

ソフトウェア供給者に対して行うウイルス対策の教育・啓蒙についてまとめたもの。

(5) 監査（1 項目）

ウイルス対策が適切に実施されていることを監査する項目についてまとめたもの。

(4) ネットワーク事業者基準（15 項目）

パソコン通信等のネットワークを介して情報を提供する事業者（以下「ネットワーク事業者」とする。）のための対策をまとめたもの。

(1) システム管理（2 項目）

ネットワーク事業に用いるシステムを導入及び更新する上での対策についてまとめたもの。

(2) 運用管理（4 項目）

ネットワーク事業に用いるシステムを維持及び管理する上での対策についてまとめたもの。

(3) 事後対応（6 項目）

ネットワーク事業者がウイルスを発見した場合及びネットワークのユーザから発見の連絡を受けた場合の対策についてまとめたもの。

(4) 教育・啓蒙（2 項目）

ネットワーク事業者及びネットワークのユーザに対して行うウイルス対策の教育・啓蒙についてまとめたもの。

(5) 監査（1 項目）

ウイルス対策が適切に実施されていることを監査する項目についてまとめたもの。

(5) システムサービス事業者基準（19 項目）

システムの管理、保守、レンタル等のサービスを行う事業者（以下「システムサービス事業者」とする。）のための対策をまとめたもの。

(1) システム管理（5 項目）

サービスに用いるシステムを導入及び更新する上での対策についてまとめたもの。

(2) 運用管理（6 項目）

サービスに用いるシステムを維持及び管理する上での対策についてまとめたもの。

(3) 事後対応（6 項目）

システムサービス事業者がウイルスを発見した場合及びサービスを受けているユーザから発見の連絡を受けた場合の対策についてまとめたもの。

(4) 教育・啓蒙（1 項目）

システムサービス事業者に対して行うウイルス対策の教育・啓蒙についてまとめたもの。

(5) 監査（1 項目）

ウイルス対策が適切に実施されていることを監査する項目についてまとめたもの。